

件名	和解の成立について
担当	学校教育部 支援教育課 学校管理部 学校給食課
概要	<p>○報告内容</p> <p>損害賠償請求事件について、令和3年9月6日(月)の第2回和解期日において、和解が成立したことを報告するもの。</p> <p>○事件の概要</p> <p>堺市教育委員会及び浅香山小学校が、障害のある原告に対し、学校給食において、原告の障害への配慮が不十分であった、及びその他指導において不適切であったとして、本市に対し損害賠償金の支払を求めて本件訴訟を提起し、大阪地方裁判所堺支部で審理が続いていた。</p> <p>○和解条項</p> <p>(1) 被告は、原告らに対し、本件解決金として15万円を支払うこととし、同金員を令和3年10月15日限り、原告ら指定の預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。</p> <p>(2) 堺市教育委員会は、これまでも特別支援教育の充実に向けて、様々な取組を推進してきたものであるが、今後より一層、障害のある児童生徒が個々の特性を踏まえた十分な教育が受けられるように配慮し、その保護者の思いを汲みとるように努め、特別支援教育の充実に尽くすものであることを、原告らに約する。</p> <p>(3) 原告らは、その余の請求を放棄する。</p> <p>(4) 原告ら及び被告は、原告らと被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>(5) 訴訟費用は各自の負担とする。</p>

○経緯

平成31年4月28日 相手方提訴

令和元年8月20日 口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状收受

令和3年6月10日 裁判所より和解勧告

6月28日 教育委員会臨時会 議決

9月1日 令和3年第3回市議会（定例会） 議決

9月6日 和解成立

概 要